

## 地域主権の確立について

9月に発足した新政権は、「地域主権の確立」を推進する政策を打ち出されており、今後、我々の念願である地方分権改革が進展することを大いに期待する。

しかしながら、関連する施策の制度設計や必要な財源の確保について、その内容・方策が不明確なものもあり、政権公約の実現に向け、具体的な工程と併せて早期に示される必要がある。

ついては、地方が主役となる真の分権型社会の実現に向け、地方として、より一層努力することを確認するとともに、国においては、「地域主権」の観点を十分に踏まえ、次の事項を早期に実現するよう、強く要請する。

### 1 更なる地方分権改革の推進

「地域主権戦略局（仮称）」など地方分権を推進する機関の具体的な役割や権限を早急に明らかにし、国の事業の見直しや国と地方の役割分担の見直しなど、地域主権の確立に向けて政権公約に掲げた事項、並びに地方分権に関する公開討論会等で国民に約束した事項については、地方の実情をよく認識した上で、スピード感をもって着実に実行すること。

さらに、地方分権改革のスケジュールを明確にするとともに、これまでの地方分権改革推進委員会の勧告等も十分に踏まえつつ、政治主導で、より大胆かつ着実に地方分権改革を推進すること。

### 2 国と地方の役割分担の抜本的な見直し

分権型社会の実現に向け、国と地方の役割分担の抜本的な見直しを行い、国から地方への事務・権限及び財源の移譲、国の義務付け・枠付けの廃止・縮小、また国の出先機関の原則廃止など、地方と協議した上で、可能なものから速やかに実施すること。

なお、直轄事業負担金については、維持管理費負担金の来年度からの廃止を確実に実行するとともに、負担金制度自体の廃止に当たっては、国が責任を持つべき事業の縮減や地方に移譲すべき事業の拡大など、国と地方の役割分担を明確にすること。

### 3 実効性のある「国と地方の協議の場」の設置

法律に基づいて設置される国と地方の協議の場については、単なる意見聴取の機会であってはならず、国と地方は対等・協力関係にあることを基本に、「地方の声」、「現場の声」を政策に反映できるように実効性のあるものとする。

また、国民生活に直結する重要な課題に即応するため、早急に法制化前から、分野別に関係大臣等と知事会との協議の場を設けること。

平成21年10月20日

中国地方知事会

鳥取県知事	平	井	伸	治
島根県知事	溝	口	善	兵衛
岡山県知事	石	井	正	弘
広島県知事	藤	田	雄	山
山口県知事	二	井	関	成